

浜松市公告第 535 号

浜松市の業務委託契約等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び浜松市契約規則（昭和 39 年浜松市規則第 31 号）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 6 年 5 月 9 日

浜松市長 中野 祐介

記

1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託名 令和 6 年度小杉惣市コレクション展会場準備・撤去等業務
(課名 浜松市美術館)
- (2) 委託の場所 浜松市内
- (3) 業務の内容 仕様書のとおり
- (4) 委託期間 契約日～令和 7 年 3 月 31 日まで

2. 入札担当課

〒430-0947 浜松市中央区松城町 100-1 浜松市美術館

電話：053-454-6801

メールアドレス：art-muse@city.hamamatsu.shizuoka.jp

午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

3. 本件入札に係る特記事項

- (1) 一部の入札書類についての押印省略

本件入札では、入札参加資格確認申請書、入札参加資格が無いと認められた者の理由説明要求書について、契約印（※）の押印省略を認める。ただし、入札書、委任状及び契約書の契約印の押印省略は認めない。

※本市の入札参加資格審査申請において使用印鑑として届け出した印をいう。

- (2) 入札書の提出方法の追加等

本件入札では、入札書の提出方法を、従来の「①入札執行日時に入札場所へ持参」しての提出に加え、「②入札担当課への事前提出」及び「③郵送等による提出」の 2 つの方法を認める。

入札書に関連する委任状、辞退届も同様とする。また、その他各種書類の提出方法は別記にて確認すること。

4. 入札参加資格

本件入札は、次に掲げる全ての要件を満たす者に限り参加できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成 20 年 10 月 1 日 浜松市告示第 390 号）の規定により、令和 5・6 年度の競争入札参加資格（業務委託・賃貸借 業務分類 3001：広告・宣伝・イベント業務委託）の認定を受けている者。
- (3) 浜松市内に本店を有するものであること。
- (4) 美術館の展覧会業務において、展示造作業務又は図録作成業務のいずれかを取り扱った実績を有する者。
- (5) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (8) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める資格を有していること。

5. 入札参加資格の確認申請

- (1) この入札の参加希望者は、業務委託等入札参加資格確認申請書（一般競争）（以下「確認申請書」という。）を別記 1 により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は確認申請書の提出期限日とし、確認の結果は別記 2 により文書で通知する。
- (2) 参加資格がないと認められた者は、市に対し別記 3 によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、回答は説明を求められた日から 2 日以内に文書で行う。
- (3) 参加資格がないと認められた者及び別記 1 の提出期限までに確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

6. 契約書（案）、仕様書、入札心得について

- (1) 契約書案、仕様書、入札心得は、別記4により閲覧及び提供をする。
- (2) 仕様書等に対する質問書は、別記5により提出すること。
- (3) (2)の質問に対する回答は、別記5により入札執行日の前3日間浜松市美術館において閲覧に供するとともに入札に参加するすべての者に質問に対する回答書を電子メールにて提供する。

7. 説明会

説明会は行わない。

8. 一般競争入札執行の日時及び場所等

一般競争入札は別記6により執行する。

9. 入札方法等

- (1) 入札書には、業務ごとの価格（税抜き）を記載すること。なお、価格で小数点以下が発生する場合は、小数点第2位まで記載すること。
- (2) 入札執行回数は、原則2回を限度とする。
- (3) 1回目の入札で落札者がいない場合には2回目の入札を実施するが、郵送等による事前提出による入札者は2回目の入札に参加できない。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。
参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税3事業者であるか、免税業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

10. 入札保証金

この一般競争入札は、入札保証金を免除する。

11. 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) この入札に参加資格がないと認められた者及び確認申請にあたって虚偽の申請をした者の行った入札
- (2) 仕様書等に示した条件等一般競争入札に関する条件に違反した入札
- (3) 一般競争入札参加資格があることを確認され、その後入札執行時点において2に掲げる参加資格を失った者の行った入札
- (4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

ア 人的関係

(ア) 一方の会社の役員（持分会社の業務を執行する社員、株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。）又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）

(イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

12. 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第76号）第1条第1項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

【別記】

1. 一般競争入札参加資格確認申請書及び業務実績調書

(1) 提出方法

持参、郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールのいずれかで提出すること。

(2) 受付期間

令和6年5月10日（金）から令和6年5月16日（木）まで（郵送等必着）

（※持参の場合は、2項に記載する時間内に持参すること。）

(3) 提出先

浜松市美術館

(4) 様式

市長が定める様式に必要事項をすべて記載することとする。

(5) その他

ア. 入札参加資格確認申請書に、希望する入札参加資格の確認結果の通知方法（①浜松市美術館で受け取り、②郵送、③電子メールのいずれか一つ。）を記載すること。

なお、郵送を希望する場合は、入札参加資格確認申請書を提出する際に、84円切手を貼った返信用封筒（定形郵便）を添付すること。

イ. 入札参加資格確認申請書に、入札書の提出方法（①入札執行日時に入札場所へ持参、②事前提出、③郵送等のいずれか一つ。）を記載すること。

なお、入札書の提出方法を変更する場合、又は入札書の提出を取りやめる場合は、浜松市美術館へ連絡すること。

ウ. 業務実績調書には、参加条件に該当する実績を記載すること。

2. 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

(1) 通知方法

申請者が希望する次のいずれかの方法により通知する。なお、原則として電話連絡はしない。

ア. 美術館で受け取り

イ. 郵送（※郵送を希望する場合は、入札参加資格確認申請書を提出する際、84円切手を貼った返信用封筒（定形郵便）を添付すること。）

ウ. 電子メール

(2) 確認結果の通知日

ア. 美術館で受け取りの場合

令和6年5月21日（火）午前9時から午後5時までの間に受け取ること。

イ. 郵送又は電子メールの場合

令和6年5月21日（火）に発送又は送信する。

3. 入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

入札参加資格を確認した結果、入札参加資格が無いと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。

(1) 要求方法

要求期限までに文書により要求すること。また、当該文書は持参、郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 要求期限

令和6年5月23日（木）午後5時まで（郵送等必着）
（持参の場合は、2項に記載する時間内に持参すること。）

(3) 提出先

浜松市美術館

(4) 様式

任意の様式を用いること。

(5) 要求への回答

理由説明要求に対する本市の回答は、説明を求められた日から2日以内に文書で行う。

4. 仕様書等の閲覧及び提供

(1) 提供方法

浜松市ホームページに掲載

(2) 提供期間

令和6年5月9日（木）から令和6年5月29日（水）まで

5. 仕様書等に対する質問

(1) 質問方法

質疑応答書を持参、郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 質問期限

令和6年5月21日（火）午後5時まで（郵送等必着）
（持参の場合は、2項に記載する時間内に持参すること。）

(3) 提出先

浜松市美術館

(4) 様式

本市が指定する様式-5 を用いること。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年5月27日(月)から浜松市美術館において閲覧に供するとともに入札参加者全員に質問に対する回答書を電子メールにて提供する。

6. 入札執行日時等

(1) 日時 令和6年5月30日(木)午前9時30分

(2) 場所 浜松市美術館 講座室(2F)

7. 入札書の提出方法

(1) 提出方法

次のいずれかの方法により提出すること。

ア. 入札執行日時に入札場所へ持参

イ. 受領期間内に浜松市美術館へ持参(以下「事前提出」という。)

ウ. 受領期限までに浜松市美術館へ郵送(一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。)

(2) 事前提出における受領期間及び提出先等

ア. 受領期間

令和6年5月28日(火)から令和6年5月29日(水)まで(郵送等必着)

(2項に記載する時間内に限る。)

イ. 提出先

浜松市美術館

※いかなる理由であっても受領期限に遅れたときは、当該入札書は無効とする。

(3) 提出方法の変更及び提出の取りやめ

入札参加資格確認申請書に記載した入札書の提出方法を変更する場合、又は入札書の提出を取りやめる場合は、浜松市美術館へ連絡すること。